

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年五月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

<p>青梅秩父線</p>	<p>路線名</p>
<p>飯能市大字上名栗字山下一五七六番一〇地先から同市大字上名栗字山下一五七六番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年五月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十九年五月三十日付け埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長八〇・五四メートル</p>	<p>備考</p>